

## 第5回 バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会 議事要旨

1 日時 平成18年9月7日(木) 13:30~16:30

2 場所 三田共用会議所

3 出席委員等

(1) 委員

前田委員(座長)、相原委員、姉崎委員、江川委員、坂元委員、義家委員  
樋口委員、竹花委員、小林委員

(2) オブザーバー

田代内閣府参事官 安間文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長

(3) ゲストスピーカー

ネットスター株式会社

(4) 事務局(警察庁生活安全局)

異長官官房審議官、山口少年課長、中川少年保護対策室長、谷情報技術対策課長

4 議事

(1) 開会

(2) ネットスター株式会社からの説明・質疑

【ネットスター】今日は、フィルタリングの仕組みということで、20分ほどで説明をと言われておりますので、お手元のレジュメに沿って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお付き合い下さい。

まず最初に、私どもの会社というか、実際に一番メインになっている組織が何なのかというところのご紹介から入っていききたいと思います。

私どもは「URLリサーチセンター」という組織を持っておりまして、これは何をやっておりますかといいますと、フィルタリングその他に使われる、主にブラックリストのデータベースを集めているところでございます。どんなことをやっているかと申しますと、左の絵の方でございますけれども、不適切なサイトとか詐欺サイト、その他単純に不適切と言い切れないようなスポーツとか、そういうものも含めていろいろなサイトをめぐって、とにかく集めてくるというところから始まっております。

つい二、三年前までは、このフィルタリングのリストを集めるという作業自体、単純にウェブブラウザといって、いわゆるグーグルとかヤフーのような検索エンジンが使っているのと同じようなロボット検索みたいなことをしてくれば済んでいたような時期もあったんですけども、最近はやはり迷惑メールですとかブログにつく迷惑なトラックバックですとか、そういったものからも集めてくる必要があるということで、そんなものもデータのソースにしているというところです。そのほか、私ども直接の製品はほとんど持っておりませんで、パートナー企業様へのデータベースのご提供ということになりますので、そのパートナー企業様のエンド

ユーザー様の方から、このサイトは登録した方がいいんじゃないかとか、逆に登録されているけれども、このサイトはこのカテゴリ分類は合っていないんじゃないかみたいな通報がございますので、そういった情報がデータソースになります。

ここへ来たものは、一旦コンピューターの私どものシステムというか、プログラムを経由してある程度の分類等もした上で、ここで左側にオペレーターというか人間が写っておりますけれども、私どもはこれを「リサーチャー」と呼んでおりますが、サイト内容の分析というのをさせております。何をしているのかといいますと、単純にアダルト画像からアダルトサイトだよということを決めるというだけではなくて、最近ですと、アダルトサイトなんだけれども、いわゆるワンクリック詐欺サイトみたいな違法性のあるようなもの、それからただブラウザーでアクセスしただけでウイルスですとかスパイウェアみたいなものが、ぽろっと自分のコンピューターの方に落ちてくるような、非常にそういう意味で危険性のあるようなサイトというのが増えてきておりますので、そういったものは、やはりシステムだけでは判断できないところがございますので、こういったところを人間の目で全件見るということをやっております。これは、私どものようなネットスター株式会社だけがやっているわけではなくて、こういったフィルタリングのデータベース集めを本格的に専門としてやっているベンダーであれば、どこも最終的にはこの目視の確認というのを、ちょっと普通の業界外の方からは信じられないかもしれませんが、こういった作業を続けているというような実態です。これは、やはりコンピューターで全部済めば、私どものような会社にとっては、こんなコスト効果の高いことはないんですが、なかなかまだ今はコンピューターだけでは判断ができないというところ です。

カテゴリの判断をしましたものをインデックス登録をいたしまして、パソコン向け、それから携帯電話向けのURLフィルタリング、それから一部、携帯電話の迷惑メール対策にもURLのリストというのを使っていただいておりますので、こういったところへデータベースを配信するということになります。

私ども国内では、この手の企業では最大規模ということで、東京と宮城県の仙台市にこのリサーチセンターを設けておりまして、合計で35名の専任のリサーチャーというものを持っております。パソコンのサイトを見るチーム、それから最近、携帯電話のサイト、携帯電話にデザインされたサイトを見る専門のチーム、それから一部パートナー様の方で、中国マーケット向けにフィルタリングソフトを輸出というか販売を始めているところがございますので、そういったところ向けということで中国語のネイティブの方をスタッフとして迎えて、中国語のサイトを見る専門のチームみたいなものに分かれて活動をしているということになります。

以前は、土日とかお正月はお休みをいただいていたんですけれども、今は基本的に365日、土日とかお正月も含めて、休みなしで稼働しているということになります。やはりウェブサイトの動きが早くなってまいりまして、迷惑メール対策なんかですと、本当にのんびりしていると二、三時間でどんどん迷惑メールが届いてしまいますので、こういうのをブロックしようと思うと休む暇が余らないというような活動でございます。

ちょっとここで「参考」と書いてあるんですが、これだけ簡単にご説明したいと思っておりますが、

こういったブラックリストを登録するとき、意外と普通の方ですと誤解が多いのが、例えば y a h o o . c o . j p みたいなポータルサイトがあったときに、そのドメイン丸ごと何々という分類をするだけで終わるんじゃないかというふうに思われがちなんですけれども、実際にはそれではフィルタリングのユーザー様にはご満足いただけませんで、ヤフーに限らずですが、大体どの企業のサイトでも個人的なサイトでも、中身はいろいろな情報が分かれていることがほとんどでございます。ですので、一番頭のところからドメイン単位で何々というカテゴリーを決めつけるのではなくて、例えばその中のグラビアアイドルのコーナーに関しては、例えば「水着」みたいなカテゴリー名をつける。これはメーカーによって若干カテゴリーの名前は違いますが、こういった類のところに入れていく。コミュニティというところは「掲示板」として登録する。野球とかサッカーの情報が見られるところは「スポーツ」だよというふうに、ディレクトリーとかウェブサイトの構造に合わせた形で、小分けにして登録していくというのが、こういったフィルタリング用のデータベースを集める会社の仕事ということになります。

こういうことをすることで、後で申し上げますけれども、企業とか学校とか、普通の家庭でもそうですが、この種類のサイトは見せたくないとか、ここは使わせたいみたいなことをするとき、丸ごとドメイン単位で区切ってしまっていたのでは使えなくなってしまうようなことが防げますということで、こういう手間のかかる作業をしているということになるわけです。

ブラックリストのカテゴリーの分類例、これはドコモさんの携帯電話向けのサービスで実際にブロックされているものですが、ここに結構な数が出ていますが、今私どもの会社で全部で73種類のカテゴリーというのを分類をつけて、お客様にお届けしているということになります。

フィルタリングの仕組みというところ、これが今日の本題かと思えますけれども、こちらに入っていきたいと思えます。

個人とか携帯電話の話でも、これと同じようなものだと思っていただければいいんですが、左側に学校とか企業とか自治体、フィルタリングソフトを導入されるような組織が出ております。右側がインターネットで、インターネットと組織をつなぐ途中のところに「フィルタリングソフト」というものが、ゲートウェイとかとおせんぼをするような形で配置されるのが普通です。例えば、この上側のパソコンを使っているユーザーが、地図のサイトとかリサーチ用のサイトを見たいというふうに思ったときには、それがうまく通過してコンテンツがとってこられて、中の人たちにすれば、きちんとウェブサイトが見えますよと。ところが、例えばスポーツの結果を見たいと思った下のユーザーに関しては、フィルタリングソフトのところで阻まれて、実際には全然外にも到達できずに、これがブロックされている状態というような仕掛けでございます。

この判断をしているのはフィルタリングソフトそのものなんですけれども、このときにどういう順番で判断をしますかといいますと、最初に左側のユーザーの方から来た閲覧の要求を見まして、行き先をまず確認します。行き先が自分の持っているサイトのリスト、この絵ですと下のところに「規制・管理用サイトリスト」と書いてあって、www. s p o r t s . c o m

はスポーツのサイトだ、map.comは趣味のサイトだみたいな分類がついておりますけれども、これをよく普通のお客様が使われるような、すべてのサイトについてこういう一覧表を持っておきます。これは、例えば今回はスポーツのサイトだよということが、このシステムでわかると。その次に、ではこの組織、このフィルタリングソフトを使っているユーザーは、システム管理者側としてはどこを見せていいのかという、ちょっと左上にあります「組織ごとの閲覧方針」というところに、ちょっと字が小さくて見えにくいかもしれませんが、ニュースの類では閲覧はオーケー、アダルトは、これは仕事用でしょうから閲覧はNG、趣味も一応オーケーだと。掲示板なんかについては、閲覧はしてもいいけれども書き込みはだめだよみたいなことも、最近のフィルタリング製品ではできるようになっています。こういったルールが決まっているわけです。このルールに合わせて、では今回のものはスポーツだったからだめだとか、そういう結果を返すと、こういう仕組みになってございます。ですので、このサイトリストというものの中に入っていなければ抜けてしまう、あるいはサイトリストに入っていないものはすべて止めるというやり方もありますけれども、そういった仕組みでございます。

一応、今主流になっているのは、今ご説明した「ブラックリスト方式」ということですので、こちらの内容をご紹介しましたけれども、一部補助的に「キーワード（言語検索）方式」みたいなものも存在はしております、こちらはその到達したページの中に何という単語が入っていたらバツだというようなことを仕組みとして持っているところなんです、なかなかこれは企業の管理者にとってはやや使いにくいところもあるので、今世界的に主流なのは、上にございますデータベース（ブラックリスト）方式ということでございます。すごくこれを簡易にやろうと思えば、企業のシステム管理者の方が自分でこのサイトには行かせたくないなということを、特定のURLを全部調べ上げて、自分の会社のゲートウェイというか、出入り口のところにあるサーバーに登録してしまえば、こんな専門のURLフィルタリングなんという製品を使わなくても一般的にできることなんです、もう今はかなりインターネットの幅が広いので、そういったものを自分で登録していくということはかなり無理があるということになってまして、私どもを含めた専門の企業がこういうデータベースを提供して、これを毎日更新することで、お客様が自分の止めたいカテゴリーだけを判断すれば、その中身については専門企業のリストに頼るといような仕組みで動いているということになります。

3番目に、様々なURLフィルタリング製品・サービスということで、今回は子どもというような趣旨の研究会と聞いておりますが、実際に個人とか家庭向けのフィルタリングの普及というのは一番遅れているところでございます、一番進んでいるのが学校分野、次が企業とか自治体、それから最後が一般家庭ということになりますので、そういったところでどんなサービスが実際に、どんな形態でされているのかというのを、非常に簡単ではございますがまとめたのがこちらの表になります。

従来は、もう左側でございますような製品という、何かソフトウェアを買ってきて自分でコンピューターに入れるというようなタイプのものばかりだったんですけれども、これにしても先ほどの絵にあったようなゲートウェイ型、何かゲートウェイのサーバーを出入り口に置いて、

その上で動かすというタイプのものだけだったんですが、家庭用ということで実際に一台、一台のパソコンにフィルタリングソフトを入れるというタイプのものも出てきています。どちらに置いても基本的な仕組みはデータベースがあって、ポリシーの閲覧方針というのがどこかで決まっていて、それを判断するソフトがあると、その3つがそろえばフィルタリングすることができるものになります。

最近では、こういう製品だけではなくてサービスのスタイル、自分ではソフトを買ったりしなくてよくて、所有しなくてよくて、月当たり幾ら幾ら払ってください、年当たり幾ら幾ら払ってくださいということで、このフィルタリングということが効果として得られるようなものが増えてきています。ゲートウェイ型、クライアント型、いろいろなタイプがございますけれども、総じて言えるのは、自分のところで自由にカテゴリーを選べるとか好きなように設定をしたい——企業なんかですと、この部署はここは見ていいけれども、こっちはだめだとか、そういうようなことを更にきめ細かく決めていったりする必要がございますので、そういった自由度を上げようとすればするほど、やはりこのフィルタリングソフトを運営する、あるいは利用することで、どうしてもコストはかかりますというような状態でございます。

企業の方でも、このフィルタリングを入れるようになったのは、まだほんの歴史として、普及し始めたと言えるのは本当にこの2年ぐらいの話でございますので、まだまだ全社一律のポリシーみたいところで運用されているところの方が多いとは思いますが、今後はこれ以上の役職の方についてはここは見ていいとか、こういう部門の方については業務に関係があるからここはいい、悪いみたいなことをきめ細かくコントロールするようになっていくのではないかとこのように考えられます。

一番右側でございます「携帯電話用」というものは、もう本当に各携帯電話の事業者さんが社会貢献の一環みたいなことで、社会的責務ということで始められているところもありますので、今の時点ではまだ無料のサービスとしてエンドユーザーに提供されているかわりに、基本的にはカテゴリーみたいなものを自由に選んだりすることはできないように、完全に固定の状態を使うということになっているということになります。

携帯3社のフィルタリングサービス。これは前回までの研究会で、もう皆さんごらんになっていることかもしれませんが、一応2種類のフィルタリングサービスが混在している状態でございます。ややこの2つは性質が違いますので改めて私どもの方でまとめ直しをさせていただいていますが、左側にある「ホワイトリスト方式」というのは、さっきフィルタリングサービス、フィルタリングの仕組みとしてブラックリストを参照しますというお話を申し上げたんですが、これと逆に見ていいところだけをリストとして持っておくというやり方もございます。これのいい点は、見ていいところを決める方が、リストを作る手間がかからないというところ。ただ、当然見る、使う側からすると、規制されている側からすると、本当に見ていいところというのがすごく少なくなってしまうので、何のためのインターネットなのということがどうしてもついて回るところではあります。一部教育用等でホワイトリスト方式で、携帯電話に限らず使われているものではございます。ドコモさんの方では両方の

タイプを2種類ご用意されています。a uさんの場合は、現時点ではホワイトリスト方式のみを提供されていて、ボーダフォンさんは逆にブラックリスト方式だけを提供されているというような形になります。

最後に、保護者の意識というところを、これは私どもの方で今年の春にインターネット調査を使って行ったものの一部を抜粋して持ってまいりました。先ほど学校、企業、自治体の順に普及率がだんだん下がってくるというお話を申し上げましたけれども、一番まだ遅れているのが一般家庭ということになります。何を心配しているんだらうと、この間いの方では、特に携帯電話は何だということとかかわりなく、保護者の方にお子様インターネットを利用するときに、どんなサイト閲覧が心配かと。これはもう回答選択肢を私どもの方で与えているものでございますので、これ以外のことについては「その他」に集約されてしまっていて、必ずしもこれがすべてということではありませんけれども、選ばれた中で言うと、やはり自分の経済的に損害を与えられそうな詐欺とかフィッシングサイトみたいなものへの接続みたいなことが一番気になっていて、その次が、もうやはりパソコン自体が調子悪くなるんじゃないのかというような、スパイウェアとかウイルスのダウンロードサイトへの接続というのがトップに来ているというのが、これが実態ということになります。当然アダルト、出会い系、グロテスク画像とか自殺関連、違法薬物みたいなものについても心配されていて、何も心配ないよという保護者の方は少ないというのは確かなところでございます。とは言っても実際に、ではその次にフィルタリングというアクションには、まだ知識としてつながっていらっしやらないのかなというところではないかと思っております。

もう一つ、この続きの調査で、私どもの方では、携帯電話で使うときに何が心配ですかということも重ねて、同じ調査で聞いております。こちらでは、やはり架空請求とかが一番最初に出てきておりますけれども、サイト閲覧に絞っていない関係上、高くつき過ぎるんじゃないかと、やはり金額の経済的なことを心配されているケースはございます。あとは、アダルトサイト、出会い系サイト、やはりパソコンとは違って、持って出てしまうとどこへ行ってしまかわからないとか、自分の自宅にいても個室で使えるというような携帯電話の特有の特徴に、保護者の方も気にしている部分ではあるなというようなことが、この数字にも出てきているかとは思いますが。

駆け足で来てしまいましたけれども、私の方からの今日のご説明のまとめです。一番最初、フィルタリングを支えているのは何だらうというところですが、これはとにかくきめ細かいURLリストがあって、初めてフィルタリングができているというような現状がございます。なかなか何々という、例えばアダルトチックなキーワードが入っているページは全部ブロックすればいいんじゃないとか、考えられる方はいらっしやるんですけども、現実はそのではうまくいなくて、今のところうまくいなくて、すべて一覧表を使っているということになりますので、私どものような専門企業がやってきている余地が今あるよというところですよ。

それから、フィルタリングの仕組みというところですが、ブラックリストを参照して、そのシステムにアクセス先を判断させています。何をさせるか何を見せないかというのは、その組

織のポリシー、組織のシステム管理者の方が決定されているというのが一般的な使われ方ということになります。フィルタリング製品とかサービスについても、自由にいろいろな自分の会社なり自分の学校に合った形でポリシー決めをしようと思うと、やはりそれなりにまだお金が必要ですねというところ。保護者の方は、精神的な悪影響よりも先に、とにかく目に見える経済的な被害、パソコンが壊れるんじゃないかみたいなことを心配されている方が多いというような調査結果をご紹介いたしました。

私の方からは以上でございます。

【座長】 どうもありがとうございました。

非常に明解なご説明でわかりやすかったんですが、何かご質問、いかがでしょうか。

【A委員】 大変要領よくご説明くださりまして、まことにありがとうございました。

労力をかけておられるということがよくわかったんですけども、よくフィルタリングが万全でないということが言われると思います。単語などの検索方式ですと、必要のないものまで落としてしまうとか、それからブラックリスト方式の場合でも、それについて重点的にご説明いただきましたけれども、問題のあるサイトがどんどんアドレスを変えて、補足できなくなってしまうことで、イタチごっこになるという問題があります。そのように万全でないということで、そういうものを例えばデフォルト・オンで携帯に入れてしまうとトラブルが起きるということで、デフォルト・オンにはできないというような見方もあると思います。

そこで、実際にそのように漏れてしまうといいましょうか、ブラックリストに入るものとして取り上げても漏れてしまうのは、今の技術でも実際にどのくらい起こることなのか。また、漏れがなくなるように、今後の技術が伸びていくということがどれくらい期待されるのか。それから、例えばどのような行政とか社会からのサポートなり支援というのがあれば、そうした技術を高めるのに意味があるのか。こうしたことについて伺えればというのが一つでございます。

それからもう一つ。年齢に応じて適切なサイトを提示するなど、そういうきめの細かいフィルタリングといいましょうか、そうしたものを提供していただくことは可能であると考えておられるかどうかについてお伺いできればと思います。

【ネットスター】 まず漏れが実際にどのくらいあるのかという話でございますけれども、本当に四、五年前に、日本でフィルタリングが本格的に使われ始めるようになった頃と今では、かなり状況が変わっていて、私どものデータベースも、あるいは競合他社さんのものも含めて、日本でリストを作って日本で販売されているものに関しては、もう99%とか99.何%のブロック成功率になってきているというふうに考えていいのかなと思います。

ただ、この漏れ率をどう測定するのかというのは結構難しいところがございまして、例えばウイルス対策製品なんかですと、ブロック率100%みたいなことを第三者機関が測定したりすることが割とされていて一般的なんですけれども、正直開き直って申し上げるみたいで申しわけないんですが、フィルタリングの場合は、本当に例えば、では今日私が自分のホームページを作って、誰も見に来ないんだけど、そこには存在すると。すごく不適切なコンテンツが

そこにある、それはブロックできるんですかと言われたときには、恐らくどのメーカーもブロックはできないんですね。そういったものをどうブロック成功率、失敗率みたいなところに盛り込むのかによっては、すごく低いというふうに感じられる方もいらっしゃると思います。ただ実際に、まだ家庭とかお客様のフィードバックは、それほど比率として多くないのですが、企業ですとか学校ですとか自治体での、私どものデータベースを使われているユーザーさんからの「ここ漏れてるよ」とか「間違ってるよ」というような戻りの率から考えると、先ほど一番冒頭に申しあげました99.何%とかそういったところまで、どのメーカーのものもかなり近づいているのかなというところですよ。

これから更に減らせるのかということについては、私どもがそれを減らしていかないといけないということだと思えるんですけども、なかなか厳しいところがございます、単純にこのブラックリスト方式一本で、これからも永久にやっていけるんでしょうかということについては、そうやすやすとはいかないだろうと。やはり最近CGM、コンシューマー・ジェネレイテッド・メディアみたいな言い方をしますけれども、ブログでも掲示板でもそうなんです、入れ物はプロバイダーでも誰でも用意するんですが、その中身は書いた人次第でいいサイトにも、悪いサイトにもという言い方がいいかどうかわかりませんが、どんなことになるかわからないみたいな、そういったタイプのコンテンツの割合がどんどん増えてきているところではございますので、そうすると先ほどのようなブラックリスト方式だけでいけるんでしょうかということについては、かなり楽観できないだろうというふうに考えているのが、私ども逆にベンダーの立場でございまして、そこは鋭意努力中というふうに申し上げるしかないかなと。技術の進歩は当然、これからもあるというふうに考えております。

あと、社会的支援云々という話をさせていただいたんですけども、直接的にこのフィルタリング技術自体を進展させるのに、何か助けになるようなことがあるかといえば、今まさにフィルタリングアクションプランみたいな形で認知度を高めるみたいなことについて、内閣府主導でいろいろな形でさせていただいているようなことが実は今一番効果的で、とにかくどんないいものがあっても、使おうかというまな板に乗らないと始まらないというところがございますし、使っていただかないと私どももビジネスが大きくなりませんので、当然研究開発等に回せるお金も増えていかないと、そんな循環かと思っておりますので、余りそれ以上の話は、ちょっと私個人的には思い付かないです。

あと、最後の年齢に応じた云々という話に関しては、実際には例えば学校等でフィルタリング製品を使っているケースですと、小学校でのフィルタリングポリシーと中学校、高校のフィルタリングポリシーでは明確に違って、ただそれは私どものさっきのご説明でもご理解いただけたと思うんですけども、フィルタリング製品を作っている側がこうですよと決められるものではないというのが難しいところではあるんですが、やはり学校の教育現場の先生方からすると、明確にこれは小学生向けと高校生向けでは違う形で規制をすべきだし、できるというふうにして使っているかなとは思っておりますので、そういったコントロールする範囲がはっきりしていれば、例えば一般の家庭で、ご両親が自分の家ではどうなんだと

というようなことを決めることは、当然可能だとは思いますが、ただ、あとさっきのコストと比例しますよという話が出てきましたけれども、自由に決めようと思うと、やはりそれなりにフィルタリング装置部分のコストがかかってきてしまいますので、それを例えば携帯電話みたいなものに一律に適用しようと思うと、それはどこかしらでやはりコストは負担をしないと実現はなかなか難しだろうと、こんなふうに考えます。

【B委員】 私の方は、このフィルタリングのシステムというよりは、保護者の意識という、この調査の件ですよね。内容自体は、特に奇異な内容ではなくて、非常に大体納得いくような内容と思うんですけども、このサンプルが保護者のサンプルと思うんですが、Nイコール516というんですが、特に少なくないけれども、特に大きいサンプルとも言えませんし、一体どういうサンプルなのか。要するに、どういうサンプルの人が答えているかによって多少評価というか見方は当然あると思うので、そのサンプルの特質ですね、どうやって抽出されたサンプルか、そういったものを教えていただきたいんです。

【ネットスター】 説明書きとして下に注記を書きおくべきだったかもしれませんが、調査の専門会社で「マクロミル」という会社がございまして、こちらで持っているパネルの中から500人をちょっと超えるぐらいのところまで抽出していただいて聞いているという形になります。

このマクロミルという会社の調査のパネルは、もうインターネットを使っていらっしゃる方で、全部ウェブで質問を見てウェブで答える、自宅で答えますというタイプのものなので、今ご指摘のあった点で言うと、恐らくインターネットの保護者自身のリテラシーのそれなりに高い方に寄っているだろうというふうに思います。ですから、そもそも自分の家にパソコンがなくて、携帯電話だけでインターネットをしているみたいな方もまだまだ多くいらっしゃいますので、そういう方々に同じ質問をしたときに、これと同じ答えになるかということ、かなり様相が変わってくるかなということは当然言えるかと思えます。

【座長】 ほかにご質問はいかがでしょうか。今の点も非常に興味深い、親の関心というのが、子どもがそういう自殺サイトを見ることよりは、お金が高くなるのが気になるというのもあるんですけどもね。もっと本質的なといいますか、フィルタリングそのものに関して、何かこの機会です。

【C委員】 初歩的な質問になるかと思いますが、教えていただきたいと思えます。

最初の35名の専任リサーチャーというところで、写真を拝見したんですけども、女性の方が担当していらっしゃるのが普通なんでしょうか、それが1点。

それと、あとサイト内容の分析ということなんですが、後のカテゴリーの分類例とも関連しますけれども、そこら辺は線引きといいますか、そこら辺の問題として問題点ないしは気をつけておられることというのがあるんでしょうか。

最後が掲示板とか、こういうことになると——ちょっとこれは本当に素人的なことで申しわけないんですが、それまでそんなに問題はないのに途中で荒らしといいますか、誰かが変なことを書いてからどどどどと、物すごく攻撃的というか非常に悪質な感じになるということが

よく散見されると思うんですけども、そこら辺というのも、こういうフィルタリングの観点で遮断とかいうことも可能なんじゃないかな。

以上です。お願いいたします。

【ネットスター】 お答え申し上げます。

1つ目のこのリサーチャーですけども、これはたまたま写真にここで写っているのは仙台のチームなんですけれども、ちょっと歴史的経緯がありまして、仙台のチームは全員女性というのが今の構成です。ただ、東京のチームの方は男性も混じっておりますので、必ずしも女性だけということではございません。

次の内容の分析作業をするときの線引きみたいな話ですけども、当然この人数、35人がかりでやるということになりますと、Aさんはこっちに入れた、Bさんはこっちに入れたでは、フィルタリングを使われるお客様からすると、もう全然使い物にならないというところがございまして、いかにその辺がブレずに分けられるのかというところは、社内的なトレーニングとか品質管理みたいなところで一番気を使っているところではございます。

あと最後の、掲示板の荒れたものがどうという話でございまして、ちょっとこれもさっき説明を申し上げればよかったんですが、掲示板の機能を持っていたら、どんなに例えばアダルトな内容でも、どんなに罵詈雑言が交わされている内容でも、みんなただ掲示板と入れて終わりかという、そういうことでは今なくて、完全に違法と思われるようなものを売り買いする掲示板みたいな、常習的にそういうものを売り買いしていると思われるような掲示板に関しては、単なる掲示板ではなくて、私どもで言うと「違法と思われる行為」という名前のカテゴリそのままなんですけれども、それがありますので、そちらに登録をしていたり、アダルトな内容のものについては、掲示板ではなくてアダルトカテゴリーとしてお客様には配信をしているということになりますので、基本的にはまずそういう考え方です。

ただ、先ほど指摘あったように、突然荒れましたとか突然内容がガサッと変わったみたいなものについては、当然フォローし切れないところもありまして、あるいはその日1日、ぱっと何か荒らされたみたいなことがあっても、きちんとした管理者がいらっしゃる掲示板であれば、すぐに復旧するものなんです。不適切な発言は削除するなり何か適切なフォローが入って、もとに戻っていくということもございまして、必ずしも1個だけそういう材料があったから、それはすぐアダルトだとかというふうに分けているわけでは当然ないんですが、そういった点はございます。

その辺がやはり気になるということで、学校でフィルタリングソフトを使っている管理者の方あるいは先生なんかからは、とにかく掲示板は全部見えないようにしてくれみたいなことを、見えないようにして使いたいみたいな話をリクエストとしていただくケースはあります。そんな状況でございまして。

【D委員】 今日はありがとうございます。

この研究会で今、当面の課題になっておりますのは、通常のパソコンと違って携帯電話、特に子どもたちが持つ携帯電話にあふれ返っている、子どもたちにとって有害な情報を子どもた

ちに見せない方法は何だろうかという、そこが一つの議論の焦点になっているんですけども、こういうお仕事をされておられて、今の携帯電話にいろいろな情報があることを十分承知をなされていると思うんですが、今のお話をお伺いしても、保護者、家庭にもたらされているインターネットというものについては、フィルタリングという問題がなかなか、一番浸透していないところだというお話もありましたが、携帯電話はまさしくそういうものだろうと思いますが、そういう状況を改善をしていくために、何が有効な方法だというふうにお考えになっておられるでしょうか。

【ネットスター】 携帯電話のサイト、携帯電話向けにデザインされているサイトというのは、非常に作りやすく引き上げやすいという特徴がどうもあるところもあって、パソコン用のサイトをきちんと作り上げるよりは簡単に作れちゃうところがあるようですので、その分何か怪しげなものも、事実としては結構あるかもしれないというところは感じているところです。

ただ、あとこういう青少年保護というか、改善するためにまず何が必要かということで、私どもも、もう二年、三年前ぐらいからやはりこういう状況になってきて、今までは学校の中でしかパソコンでインターネットにつながらないというのが、もうそうじゃなくなってきたよと。でも、そのときにどうすりゃいいのということについて、私どももいろいろ社内でも話をしますし、いろいろな方とお話をさせていただいて、やはり一つこれかなと思っているのは、結局保護者の方が、きちんと今インターネットの状況がどうなんだということについて、やはり多少は勉強とまでは言いませんけれども、知っていただかないと多分始まらないんじゃないかと。

私どもでときどき、こういったフィルタリングって何だというご説明会を、講師みたいな形で派遣されて、いろいろお話しさせていただいたりする機会もあるんですけども、そこで本当にこんなに悪質なサイト、耳では聞いたことがある、新聞では見たことはあるけれども、実物のウェブサイトが保護者の方の方がごらんになっていなくて、お子さんの方が知っているんです。逆に言えば、私どもリサーチャーも知らないんですけども、小学生の方で流行っていて、「これ何とかしてくれ」と学校の先生経由でサポートに連絡が来るみたいな話が、やはりまだまだあるぐらいな話でございまして。普及させていくためにまず一番必要なのは、保護者の方が実態の片鱗でも、もう少し知っていただくところが、どうしても避けて通れないんだらうなと。それなしで、ただフィルタリングがありますよとか、幾ら申し上げてもやはり響かないというのが、逆に私ども直接ではありませんけれども、こういった自分たちにとっては売っていくものでございまして、売るために何が必要なのか、お金を出していただかないと始まらないので、お金を出していただくためには、やはり、ああこれはまずいねと、見ていただくと、ああ、こんなのがあったら何とかしなきゃというふうに、初めてつながるみたいなどころがありますので、それをいかに保護者の方にお伝えできるかというところが、一つキーになるんじゃないかというふうには考えておるところです。

【D委員】 関連でご質問ですが、保護者にそういう状況を広げていくために、現代社会としてどういう手法があるだろうか、効果的だろうかということについて、お考えがあれば聞かせ

てもらいたいということと、フィルタリングを開発する企業の方々にとって、そうしたご努力をご自身でなされている部分があるのかどうか、あるいはそういう計画があるのかどうか、そうした点についても教えていただければと存じます。

【ネットスター】 保護者の方に知っていただくための「これは！」みたいな妙案というのは、残念ながら今のところないというのが正直な答えです。折に触れ、こういったチャンスが、インターネット利用ということ、インターネットはこんなに楽しいんだよということ、それを知らせたいという人は結構たくさんいて、それはやはりパソコンを売りたい人、ネットワークを売りたい人、皆さんいらっしゃると思いますので、そういったところにセットで、こういう裏の面もあるんですよということを必ずつけ加えられないかなというふうに思ったりはしますが、ただそれはものを売っていく上ではなかなか障害になりますので、そんな簡単にはいかないかなというところで、こうしたらばっと皆さんにわかっているみたいな妙案は、残念ながら今のところないです。

2つ目にいただいた、私どもネットスター自身でやっていることということについては、私どもはなかなか直接のエンドユーザー様と接する機会がないので、チャンスは少ないんですが、こういった機会も含めて啓発系のイベントですとか教室みたいなことでお声がかかれば、そこに出て行くようにしています。あるいは、こういう危険なサイトがありますみたいなことを、報道発表を通じて皆さんにお知らせするみたいなことを最近やり始めているというようなところではあります。

### (3) 自由討論

【座長】 それでは、「携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために」の案を用意していただいていますので、今日はそれを議論してまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【A委員】 幾つか気付いたり思い付いたことがあるのですが、余り長くなるとはいけませんので、まず全体的なことについて申し上げさせていただければと思います。

まず一つ思いましたのが、このまとめを拝見いたしまして、大変教育を重視しているおまとめになっているというふうに思うんです。研究会では、教育による対処というのは最も異論がないという話が出ており、それを踏まえて、それを強調されておられるということかと思えます。もちろんこれは私も同意いたしまして、できるだけ教育による解決になるように、それをずっと見つめながらどのような取り組みも進めていかななくてはならないというふうに考えるのですが、ただ教育に関する具体的なことは余り会議では議論されてこなかったというふうに思うんです。

手順からしますと、教育に関するヒアリングなどをもっと行って、具体的な取組とか、どのようなことが必要とされて特に国には何が求められているのかとか、教育だけではどうにも対応できなくて、ほかの対策が必要ではないかとか、そのようなお話を伺って研究会で議論をし、それを踏まえてまとめていくというのが一般的かというふうにも思うわけです。

これは中間報告ということですので、それでよいということかもしれないのですけれども、今後最終報告に向けてこの研究会を進めていく中で、時間的制約があつてどれだけ可能かということはあるかと思いますが、教育に関する議論というのがあつてよいことなのかと思われた次第でございます。

それから次に思いましたのが、研究会では実はフィルタリングについての議論にかなり時間が割かれておりますが、今回のまとめでは、それが余り出ていないという感じがしたことでございます。教育については随分資料が出ているのですけれども、フィルタリングについてはそうしたものもございません。今日ヒアリングがございまして、今後これで状況が変わるかとは思いますが、フィルタリングに関する資料がもっと掲載されたり、それからフィルタリングにどのような問題があつたり、それをデフォルト・オンにするるとどのような問題があるとか、またそれを乗り越えるためにどのような手だてがあるか、これらは前回までの会議でも議論された話でもありますので、そういったものがもっと掲載されてもいい話なのかというふうに思っております。

さっきお話を伺いまして、今では随分フィルタリングの性能が高まっているということがわかりました。これまでなかなかフィルタリングが万全でないということで、それを最初からデフォルト・オンで携帯電話に入れてしまい、その利用を強制すると、漏れがあつたときなどにトラブルになってしまい、だから、あくまで主体的にフィルタリングの導入を選ばなくてはならないという議論があつたわけでございます。しかしながら、性能はかなり高まっているということですから、デフォルト・オンの導入について、ひとつそれを支持するようなお話ではなかったかというふうに感じました。

また、きめ細かくいろいろな分類が可能になっていて、年齢別の対応さえも可能であるというお話もございました。前回の会合で、誰かが決めたフィルタリングシステムを一律に入れてしまうということが、通信の自由を制約するという話がございましたが、現在では、性質の異なる複数のフィルタリングシステムを用意して、それぞれにどのような違いがあるかも精密に提示できる状況になっているようで、そうなりますと、ユーザーは複数のフィルタリングシステムの中から、事情にあつたものを選択することも可能になっており、それは、一律と言う通信の自由の問題も緩和しているものと感じました。前回の会合で申しましたが、複数のフィルタリングシステムを比較することは、メディアリテラシー教育にもなることで、いろいろ違いのあるフィルタリングシステムをデフォルト・オンにしていくことは、一つとり得る方法なのかと思つた次第でございます。いずれにしましても、フィルタリングのことが、今日のお話もありましたし、今後充実されていくかとは思いますが、今回の報告書の案では、余り重視されていない感じがいたしまして、この件を申し上げました。

それから次なのですが、これは警察庁の報告書なのですけれども、具体的には取締りなのですが、警察が本来行う、あるいは、警察しかできないような活動についての論点が余りないという印象を受けました。有害情報については、今までもこの研究会でたびたび出されてきましたけれども、考え方が多様でありまして慎重でなければならぬわけでございますが、違法情

報については、これはもとより基本的に取締りの対象ということになるのでしょうし、実際に出会い系サイトの問題にしても児童ポルノの問題にしても、子どもの判断力がまだ未熟なところにつけ込んで相手に一生残り得るような傷を残すようなことでもありますし、これは減らしていかななくてはならないものということになると思います。

事務局の方から、この問題については、なかなか警察の人員に限りがあつて、取締りが難しくなかなか減っていかないというお話がございましたけれども、それであれば増員ができないのかとか、他にも何らかの取締りの強化策はないのかとか、そうしたことも本来議論の対象ではないかというふうに思われます。ですから、この報告書にも違法情報の実態とか、それによる犯罪の実態の資料、それとともに取締りに当たったの実情とか課題、それに対する解決策の案、それらが提示されてもよいのではないかと思った次第でございます。そのあたりの議論が今後あつてもよいかと感じました。

あと1点だけなのですが、今回の報告書の案の中では、社会的なコンセンサスをつくるということが強調されております。これについて、2点ほど気になっていることがございます。

まず1点目が、社会的コンセンサスをつくる時に、メディア問題の場合、いろいろな立場の人がいるのでして、誰かが一方的に何か考えをまとめるということではどうしても済まない性質があるというふうに私は理解しております。ですから、行政機関とかP T Aなど関係団体があるといたしましても、業界でありますとか教育者とか学术界とか、いろいろな立場の人が十分に議論して、この問題の性質をよく理解して、それでコンセンサスが形成されるのがよいのではないかと考えております。

例えば地方公共団体に関する文がありまして、地方公共団体の取り組みについて「社会的なコンセンサスづくりに向けた一つの取組として大変重要であり」ということで、「大変重要」というふうにフォーカスされる書き方になっておりますが、地方公共団体から社会的コンセンサスに向かうというのは、少し一面的な感じがいたします。地方公共団体の議論がいろいろな立場の意見を踏まえたものであればいいとは思いますが、そういう前提がないとすると、むしろここでの記述は社会的コンセンサスというものにそぐわないものになっていると感じるわけでございます。

それから気になっているもう一つのことがありまして、「国レベルやP T Aなどで一定の考え方が示されるべき」という記述がありますが、この考え方というのは国レベルとかP T Aなど、全国的な一定の考え方というように読めるわけですが、これは地域によって随分事情が違って、適切な取組方も流動的な面が必要ではないかと思うんです。

例えば地方では、誰か知らない人がいれば、そうした人は警戒しなければいけないわけですが、すぐにわかります。だから、GPSなどを子どもに持たせる必要性が少なく、持たせないことを実行しやすいし、そうした決定もしやすいということがありますが、都会ではそうしにくいかもしれません。そのように、全国的に一律というのには限界があるように思われまして、ただ行政とかP T Aの全国組織が、各地域における議論や取組を活性化するというのは重

要であるというふうに思うのですけれども、その中身の縛りは限定する必要があるのではないかと思うわけでございます。

ですから、各地域において、自分たち、すなわちその地域の教育委員会とか学校、警察、関係団体、NPO、保護者など、その地域の方々と議論をして連携していただいて、自ら考えて自ら行動するということが非常に重要で、自分で考えて行ったことは非常に効果があることでもございますし、こうしたことが少し反映される文言にさせていただくと、私自身としてはしっくり来ると感じております。

【D委員】 今のA委員のご発言について私の考え方を簡単に述べさせていただき、かつこれからの議論でここを議論していただきたいというところが、まだ私どももございまして、説明させていただければと存じます。

先生のお話の中で、まず警察の取組が書かれるべきではないかということで、これは全く警察の取組のことについては書いていないのですけれども、特に事務局はそれを当然の前提として書いているものですから書いてありませんので、もし必要であれば書きますが、その大半は今年の警察白書に大方書き切っておりますので、書くといたしましても、少し簡潔な記述にさせていただければというふうに存じます。

私どもの取締り、警察の取締り、あるいは警察が今お願いをしてやっておりますホットラインという違法・有害情報を多くの方たちから提供いただいて、それをプロバイダー等の協力を得て削除をしていくといった取組も紹介をするような形で、簡潔にそこを書かせていただくということで対処させていただければと思います。したがって、それは今後の対応の中の一番最初か一番最後かわかりませんが、どこかでそこを位置付けて書かせていただければというふうに思います。

それから、教育中心というお話がございましたけれども、もう一つ私どもがすごく遠慮をしながら、余りここで明確にしなかったのは、子どもたちにこういう携帯電話、裸のままの携帯電話、フィルタリングのかからない携帯電話を持たせるということは、大人社会の責任を果たしていない、それを持たせるべきではない、そうすべきでない取組をもっと大人社会はしっかりやるべきだという視点を一番極端な形にしますと、何か法律なり規制を作って、子どもたちに不適切な情報が流れるような携帯電話を持たせてはならないという規制の仕組みを作るべきだと、その中で事業者その他がその規制の枠の中で対応していくような、そういう新たな仕組みを考えるべきだという意見も、僕はあっていいだろうと思います。

それについては、私ども原案の中では書いておりませんで、むしろそういうことを実現するように、事業者や家庭やPTAの方々を含めて、自主的な取組をなされるべきであろうということが、そう書いてはおりませんが、基本的にはそうした取組が自主的に行われることを期待した形での書きぶりになっておりまして、果たしてこれで実態を知ったお父さんやお母さん、社会一般の方々の期待に応えるような研究会の意見となっているだろうかというところも、少し心配であります。こんなやわなものでもいいのかなという意見がもう一方で生ずるのではないかという、ちょっと懸念もございまして、その点についてもご意見を聞かせていただ

ければというふうに思います。

それから、教育の関係についてでありますけれども、これは今後、委員の先生方の総意があれば、更に内容を検討して最終報告の段階でそれを組み込むということについて、この現在の審議経過の中にその文言をどこかに組み込むことで対処をさせていただければいいのではないかとというふうに私は考えるところでございます。

それから、社会的コンセンサスの問題がございました。今議論を起こすということと、それから社会的なコンセンサスづくりを進める必要があるということについて、まだ議論も余り起こっていないし、コンセンサスづくりをしようという、そういう機運が今盛り上がっているわけでもないわけでありますので、この中身についてはそう難しいことをコンセンサスとして得ようというわけではありませんで、例えば今の規制のあり方についてコンセンサスを得ようというのではなくて、ここに少しすくいながら書かれていますけれども、非常に危険が子どもたちに迫っているんだから、こんなものを裸で子どもたちに持たせておくのはおかしいじゃないかと、そういう状況を改善するために大人社会として子どもたちにこういうものを持たせない努力をしようじゃないかと、そういうコンセンサスづくりをできないだろうかということでありまして、内容としてどういう内容のものが有害なものかとか、そういう更に突っ込んだ議論は抜きにして現状をこのまま放置できないじゃないかという、そうした社会的コンセンサスづくりを急ぐ必要があるんじゃないか、それはもちろん議論をしていくような話ではありますけれども、そんなに難しい議論じゃないし、国レベルでも、どの教育委員会のレベルでも同じようなことが幾つも議論をされ、同意を得ることについてはさほど難しいものではないだろうと。学術研究をしなければ、そういう議論にならないというわけでもないのではないかと。そういう、もう国民の誰もがこんな状態は放っておけないじゃないかと言えるような中身で、社会的なコンセンサスがこの問題については得られるんじゃないかということをお前提にして書いたものでありますので、そこの趣旨がもう少し明確になるような形で書かせていただければと思います。というのは、やはりどこからかコンセンサスづくりをしていきませんか、誰かが何かを言っていきませんか議論は盛り上がってこないし、下からの議論をずっと待っていますと、なかなか話は前に進まないという、そういう思いもあって、こういう形でまとめたらどうだろうということが事務局としての案でございますので、ちょっと私どもの趣旨をご説明させていただいた後、先生方のご議論をしたいと存じます。

大変恐縮に存じます。よろしく願いいたします。

【E委員】 これまでの議論の経過をよく存じ上げていないのでお話がずれるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために、学校等が中心となって取り組む必要があるかと思えます。当然のことながら、子どもたちを取り巻く問題は学校教育で情報モラル教育をやるだけではなく、家庭、地域の意識啓発を進めながら、社会全体としてこの問題に取り組まなければならない、学校教育だけでは解決できない問題だろうと思っています。

そこで、学校の子どもの安全対策、通学路の安全対策から学校内の問題も含めて考えて

みますと、GPSの機能を持った携帯電話は学校でも重宝がられているところもございます。中間報告案でございますように、携帯電話を持ち込ませないという考え方もある一方、子どもに携帯電話を持たせて、居場所の確認や緊急時の連絡など、通学路における子どもの安全確保にも活用している地域もあります。実際に学校では、結構お子さん方が携帯電話を持っておられる実態はあるわけです。それは安全対策の観点において、携帯電話を持たせている訳です。携帯電話を持つことによるメリットとデメリットというのはやはり様々な場面において、いろいろあるでしょう。ですから、これを一律持ち込ませないというやり方が適切なのかどうかというのは、やはりここはよく考えてみる必要があるだろう。

どちらかという、先ほどのお話ではございませんが、インターネットの場合は当然フィルタリングソフト等をかけてやっていくわけでしょうけれども、携帯電話の場合は、どちらかという私は販売者などのサプライヤー側の問題にもう少し焦点をあてないといけないのかなと思います。要は、保護者やお子さんがどうするか、ということばかりではなく、圧倒的な影響力をサプライヤーが持っている状況において、受け手のユーザー側がフィルタリングをつけて自主的に規制すればいいではないか、という発想だけでは、なかなかこの問題を防いでいくことは難しいのではないかと考えています。今回の中間報告案に、サプライヤー側の問題についての提起が何ページかあったかと思うんですが——「代理店では、携帯電話のもたらす危険性やフィルタリングの機能等について十分な説明をしておらず」と、ありますが、そもそも子どもたちの発達段階に応じて、例えば小学生の子どもさんには、GPS機能はあってもいいけれども、インターネット機能は外した携帯電話を基本設定として売る必要もあるのではないかと。基本設定はGPS機能や通話機能、メール機能があればいいのであって、インターネット機能は、例えばそれは当然本人の選択でもって購入をするということでも十分であろう。基本設定の中にそういうインターネット機能等が入っているということがいいのかという問題をサプライヤー側に投げかけることなどがあってもいいのではないかと。川に例えていえば、いわゆる川上の供給者側のところをきちんとしなければ、川下のところばかり言われても、この問題の解決は難しいんじゃないかというのが、私としては思った点でございます。

また、先ほどA委員からもお話ございましたが、国からこの一つの考え方を示すべきだという点についても考える必要があると思います。地域によって、様々な取組が今されていますし、実態も様々でございますので、国が一体どういう考え方を示せるのかということ、例えば、携帯電話を持ち込ませてはいけないとか、携帯電話はこうしなければいけないということを示すのが適切かどうかを含めて、考えてみる必要があるだろう。例えば文部科学省が、一律に学校や校則で決める——昔、校則を厳しく定めていた時代もございましたけれども、最近は地域の実態に応じて、子どもたちの自主性を勘案しながら、それぞれの学校生活が規律正しく送れるように、校則というものを考えているわけです。携帯電話はこうしなければいけないということを含めて、きめ細かく、重箱の隅をつつくような形でやっていくということが本当に適切なのかどうかといったことも、よく考えてみる必要があるのではないかと。国が考え方を示すなら、それはどういう性格のものかということもあわせて考えていく必要があるだろうと思っています。

以上です。

【座長】 貴重なご意見ありがとうございました。

ここで、ちょっとコメントさせていただくと、国が考えを示すといっても、具体的なこういうものを規則化してということでは決してなくて、ご趣旨が、だから文章のところの行間がちょっとあれなんです、書き足りないところがあるんですけども、やはりフィルタリングをどうするかということと、サプライヤー側のものをどうするかというのは、かなりつながっておりまして、一つのポイントはフィルタリングをサプライヤー側でデフォルトに乗っけてやれないかという議論をかなりしてきて、それがただ、まだ明確になっていない段階で、この程度のあいまいな書き方をしていると。国とかP T Aが一定の考え方を示すというのも非常に具体的な規範を示すとか、こうやらなきゃいけないということではなくて、やはりただ先ほどのネットスターさんのお話にもありましたように、現状を知ってもらえれば、もうちょっと前に進む。ただ、現状を前に進める方法は、現場としてはこれとこれの話をするぐらいなことだけでも、国でこういうフィルタリングの話なんかをしてもらえれば前に進むというのは、まさに我々考えている、我が意を得たりというところでして、こちらの方向に強引に引っ張るという意味じゃないんですが、問題提起を国がするというのは、それなりの合理性を私は持っていると思うんですね。それについて、教育の中にまで踏み込んで、この委員会でどうこうというよりは、ですから逆に余り細かく教育現場でどうこうということを踏まえて、ヒアリングをした上で具体的な案を出していくというよりは、一つの投げかけとして、やはり携帯は問題がある、その問題の中にいろいろな場での教育を考えていきましょう、フィルタリングの問題も考えていきましょう。今の段階でヒアリングしたりなんかしてまとめてきた情報をここに集約させていただいているということで、ご理解いただきたいと思いますので、もちろんこれで一応まとめたとしても中間報告でして、もちろんリファインしていくということでございますので、ただ貴重なご意見、また今後ともよろしくお願いいたします。

【F委員】 一つは、今のご意見に対してなんですけれども、校則で一々こういうふう細かいことを書くと、こういうふうに私たちは今まで議論してきたわけではないと思うんですね。ただ、やはり余りにもみんな問題点を知らな過ぎることがあって、これはもっとやはり情報としてきちんと提供していくということが大事だというのが、共通の認識だと思うんです。これは、別に携帯電話の問題に限らず、例えば悪徳商法というのがはやれば、もちろん悪徳商法をやるのが悪いに決まっていますし、取締りをするなり規則をきちっと作るなりということはあるけれども、そこから身を守るためにはどうするかということを教えてますね。

例えば、学校の現場に最近は司法書士さんが行っていろいろな講座をやったりすることもあるようですし、それから私はカルトの問題なんかもやるべきだとずっと言っているんですが、残念ながらなされていません。やはりそういう子どもが健全に、あるいは幸せな大人として育っていくために、それを阻害するようなものについてはきちんと知らせていく、あるいはそれから身を守るためのある程度のノウハウみたいなものも伝えていくということは、やはりとても大事なことじゃないかなというふうに思うんです。サプライヤーの問題だということはもちろん

るんで、それについてはフィルタリングのついたものをデフォルトにするとかということが、かなり私たちのコンセンサスの中にあるのではないかなという気がしました。

それとは別に、先ほどのA委員と、それからD委員の話聞いていて思ったことで、警察の問題なんですけど、よくここで話されているときに、警察の方もそうなんですけれども、違法・有害なこの情報というふうに結構セットでくくられているところがあると思うんですが、違法の情報と、あるいは違法状態を誘発するような、極めて違法に近いような情報と、それからいわゆる有害情報と、やはりある程度警察に関して議論するときには分けて考えなきゃいけないと思うんですね。違法あるいは違法状態を誘発するようなことについて、きちっと取り締まっていきたいというのは、これは全然異論がないところだと思うんです。ただ、有害情報と言われているものについては何を有害とするかとか、そのほかの権利との関係でどうかということ、非常に微妙なところになると思うんですね。ただ、その違法あるいは違法状態を誘発するような情報に関しては、警察がこれまで以上にきちんと対応できるようなことを期待するということは、入れてもいいのかなというふうに思います。

さっきネットスターさんの話を聞いていて、チェックする方が35人とおっしゃいましたよね。私は、その人数の少なさにびっくりしたんですね。35人でこれだけのことができるのかと。恐らく相当のスキルを持っていらっしゃるなり、教育をされていると思うんですね。ですから、もちろん警察が何か立件するときには、それなりにいろいろな証拠を固めたりとか、もちろんいろいろな何倍もの人が必要だということはおわかりですけども、少ない人数でどれだけのことができるかということ、やはり警察ももっともっと研究をしてもらいたいという、そういう私たちの期待みたいなものは込めてもいいかなというふうに思いますし、あるいは警察がもし、ここまでやりたいんだけど、何が障害になっているかということがあれば、これは警察の方から社会の方にSOSを出してもらおうということもやはり大事じゃないかなという気がします。

【座長】 ありがとうございます。

私も全く同感なんですけれども、今日の話で、ネットスターさんの話はかなり衝撃的だと思いますか、35人というのもすごいと思ったんですが。ここで分けますよね、これがアダルト系だと入れられると、それがこれからどんどん増えていくと思いますから、はじかれますね、ブラックリストに入ると。そうすると、そこに対するアクセス数が落ちていきますね。これって物すごくバイタルな問題なんですよね、ヒット数というのがウェブの世界ではあれですから。そのときにだから、さっきF委員がおっしゃった、有害情報をどこで線を引くかという問題も非常にシリアスなんです。だからこういうリストに載るか載らないか、経済的に見たら物すごく大きい。やはりそれをただ社会の動きの大きな歯車の中で、もうネットスターさんたちみたいな形でやらざるを得ない。それで覚えていってウェブの社会に成り立つんだと思うんですね。それと同じで、有害情報を規制するというところも、ある程度違法で逮捕とか何とかというのはがちっとやりますけれども、ここまでは有害じゃないのというのは、もやもやとしたコンセンサスみたいな、恐らくだからそういうものを作って、一つの柱になっていくのがネットス

ターさんみたいな現場でのセレクションで、そういうものがトータルとして、もやもやとしているけれども有害情報ができてくるのかなど。ただ、間違いなく前に伺っていた状況よりも前に進んできているなど。

さっきA委員がご質問されて、ヒット率というんですか、90何%、僕らも大分前に聞いていたのと状況が違うんだなど。やはり新しい状況に応じて新しい問題が起こってきているんだなと思ったんですけれども。A委員のご指摘はもうすべてごもっともなんですが、教育の問題とフィルタリングのことが、もうちょっときっちりまとまった後で中間報告をというのと、ちょっと遅くなり過ぎちゃう面があるんですね。

あともう一つは、国が何か基準を出すというのが、押しつけ的に見えちゃうのはまずいので、やはり自発性といいますか、それこそ双方向性みたいな形でという形には直していただいた方がいいと思うんですが。教育のヒアリングみたいなものをやらないと中間報告出せないと言いますと、そこはちょっときついと思うので、このあたりで、またそれはもちろん踏まえて、文科省ももちろん、相当ご意見をお持ちと思うので、それはきっちりやっていかなきゃいけないと思うんですけれども。A委員のご趣旨も、今回の中間報告で、教育現場のヒアリングを入れないと中間報告を出しにくいということではないですね。そこをちょっと、大事なポイントなので……。

【A委員】 最終報告までにまだ議論があろうかと存じますので、最終報告までにまたそういうことも折に触れて、議論していくということでもよろしいかと思っております。中間報告の中でも今後議論があるというようなことが出せるとよいかと思っております。

【座長】 ありがとうございます。

【G委員】 やはりA委員がおっしゃっていましたが、私の方も子どもに携帯電話を持たせるとしても、どのような機能かというこの中に出ていました「その際、学校、家庭・PTAの役割・責任の在り方についての整理が必要である」というところと、それから「国レベルやPTAなどで一定の考え方を示されるべきである」という、ここの文のところがPTAの組織上の問題として、内容をお互い共通認識として持つための活動を行うということは十分に可能であるし、お互いにそのために子どもたちの安全、安心のための環境づくりの活動をしているんですが、一つのコンセンサスというか考え方を持って、それをその組織の一つの方向性として示すというのは、なかなかPTAとしての組織上の成り立ちとして難しいところもありますので、この辺のところは今もおっしゃっていただきましたように、今後の話の中でPTA活動をどのように活用していくのかということ、もう少し議論をさせていただきながら文章化させていただければなというふうに思っております。

具体的に言うと、家庭・PTAの役割・責任ということなんですが、私どもPTAとしても、小学校、中学校の組織から見ますと、単一PTAでは活動されておりますが、各地方協議会には加入していないPTAもかなり多く存在しているということも事実ですので、この辺のところもPTAの役割としての共通認識を持つ活動を行う上においては、役割としては十分に活用できると思うんですが、2番目の一定方向、一定の考え方を示す組織として存在できるかどうか

かということに関しては、もう少し情報もお伝えをしていきたいなというふうに思っています。

それで、一つ参考なんですけど、去年の私どもの17年度の調査の中で、子ども教育のための社会環境でどういうことかという意見があるかということで、「携帯電話、PHSで大人が知らないうちに連絡をとって不安だ」という設問があるんですけど、この中で「そう思う」というのが51%、「そう思わない」が44.3ということで、かなり保護者の意識が拮抗しております。ですから、まだまだそういう意味での共通認識を持つための活動が今後まだまだ必要なのかなということも、この調査で読み取れるということもお伝えをしておきたいなと思っています。

以上です。

【座長】 先ほどのA委員のご指摘と合わせて、中間報告をするときに、一定の意見を出すという書き方は、やはりちょっと修正をさせていただいて、将来に含めといいますか、柔らかくしておいた方がいいと思います。

あと、この場でまた時間があれば、PTAの組織の問題なんかもご披露いただいて、ご議論できればありがたいと思うんですけども。

ほかに、お願いします。

【H委員】 私なんかはかなり強い意見を持っている側の人間の一人ではあると思うんですけども、この「一定の考え方が示されるべきである」、これが私は必要だと思っているんです。というのは、考え方がまるではばらばらなのが現状なのです。細かい項目まで一定の線を出さないまでも、方向性として一定のラインを出さないと、これは各都道府県、市町村も教育委員会も具体的に動けない。現実的にじゃあ何をどう議論していいのかということの整理がまだ不十分なような状態なんです。

まず前提として、いろいろな通信の権利とか、そういうものも絡んでくるといいますけれども、よく教育畑では、遊びの段階で家遊び、軒遊び、外遊びという段階、小学校はまさに「軒遊び」ですね。軒遊びというのは——これは柳田國夫さんの言葉から始まったんですけども、つまり親の管轄のもとで軒下で遊んでいると。そういう段階を経て、ようやく子どもたちはより自由な外遊びに出て行く。その軒遊びの段階に対して、ある程度の信念とともに一定の線で管理するという事は、すごく大事なことであるというふうに思います。

この夏も多くの親御さんと会ってきました。そして、会うたびにこの携帯電話の問題を親御さんに質問してきました。すると、やはり多くの親は、このフィルタリングのサービスについて知らないんですね。本当に無知なんです。 「危険だ」ということは、これは全員わかっているんですね、携帯電話を与えている親たちは。しかし、フィルタリングサービスがあっても、特によく聞かれたのは「それは幾らぐらいかかるんですか」というのと「どこに申し込めばいいんですか」という質問が必ず返ってくるような現実の中で、やはり知らない状態を知らしめるようにしようとしたらどうすればいいかといったら、これはいろいろな方法があるんですけども、例えば国とかじゃなくても学校でもできることだと思うんです。

私がちょうど高校の教師になったのが99年、そのときに携帯電話が一気に普及してきたころだったんですね。その中で、親たちは時代の流れの中でみんな持っているからということの子

どもに買い与えたんですけれども、そこでとんでもない問題が次々に起こっていったんです。というのは、親元離れて北海道にいたもんですから、通話料10万円、15万円というのが平気で起こったんですね。その中で、入学式で翌年から言うようにしたんですね。通話料の上限というのが申し込めますと。こういう手続で申し込むと、この会社は申し込めますということを知ったら、今度はみんなそれを持たせた。つまり、例えば入学式で学校が一定で発信する、あるいは教育委員会のガイドラインを一定の方向性を示して、学校でそういうことをするんだというふうに決めれば、ある程度の線で浸透していくと思うんですけれども、各学校にゆだねた場合には、それこそ言う学校もあれば言わない学校もあり、そして知らない保護者が圧倒的という、そういう中に入っていてしまって、まさに本来「軒遊び」であるはずが、まるで「外遊び」になってしまっている。つまり、学校の休み時間に、教育者が休み時間の教室を全く見ていないという状態に今なってしまっている気がするんですね。

だから、教育プラス一定の線、これはしっかりと告知しなければいけない、これは教育現場に対しても、あるいは販売者に対しても、一定の線というものを出した上でそれを履行させなければ、この問題については、これからももっともっと、また別種の問題がこのバーチャル社会の中に出てくると思うんですね。そうすると、それにもう完全に追い抜かれて行って、後追いのモグラたたきがずっと続いていくような気がするんですね。だから、今先回りしてある程度、これはすべての人に対してじゃなくて子どもに対してですけれども、ある程度の線引きというのをするのが時代の大人たちの責任じゃないのかなと、私自身はすごく強く感じます。

【座長】 ありがとうございます。

それで、ちょっとニュアンス違っちゃうんですが、ある意味で同じ国レベルで発信しなきゃいけないという実感を私強く持っているのは、何か今、H委員に言っていたのとほとんど同じ意味で、細かいことまでというんじゃないんですけれども、東京で条例でフィルタリングみたいなことをやったんですが——だけれどもだめだったんです。こういう問題は、やはり国レベルで考えて、インターネットじゃなくて携帯電話が問題ありますよと。だから、全部携帯電話はだめですとか、こういう種類にしなきゃだめということじゃなくて、議論を喚起するというレベルでも、やはり国レベルで議論をしていく。

地方の時代であって、地方から積み上げていく方がいいという領域ももちろんあると思います。ローカルな面もあるんですが、携帯なんかは、やはり全国区の動きじゃないでしょうか。それと、動かしているのがNTTさんでありauさんですか、あとボーダフォンさんですか。それはもう全国区ですよ。その意味で、具体的なヒアリングの中身というのはまだ動いているんだと思いますが、何かそっちの方向で取り組んだらどうなのかということを、やはり全員一致というのは難しい面はもちろんあると思うんですが、ほぼ問題意識を持とうよというところは、それから先どこまで突っ込むかというのはやはり議論して、皆さんの合意のできるところで書いていくということだと思うんですけれども。今日伺って、やはりフィルタリングといっても、いややったってむだですよ、ほとんど効果ありませんという話を随分聞かされたわけです、地方自治体でやっているときなんかでもね。だけれども、いや日本の技術はそんな捨て

たもんじゃないよという面もあるかもしれない。

やはり私は、最後は楽観主義者だからあれですけれども、技術で新しく出てきた問題だったら、やはり日本人だったら技術で挑戦して、それを押さえ込んでというか、いい方向で、より発展的にやる方向を努力すべきじゃないかと。ただ、そのときに国が一定の方向性というもまた言葉はきついのもかもしれないですけれども、やはり問題性を指摘していくと。単なる利益、もうかるかもわからないかだけの力で任せておくだけでは、いい方向に必ずしも行かないので、やはりこういう問題があるから直せないかということを経界にも働きかけるというような動きの一つとして、研究会の報告書みたいなものがあってもいいのかなと思っているんですけれども。

【I委員】 今の関連なんですけれども、まず具体的に、携帯電話の会社に対して要求できることとといいますか、フィルタリングの利用者数や利用率については、随時公表していくべきであるというようなことについて、それがなぜ公表できないのかというのが非常に疑問なわけなんです。

特に前回ですか、来ていただいたときに、確か全部公表しておりませんということで、おしまいになったような気がします。

今回もその数字自体が出ていなくて、それから先ほど各委員からもお話があったように、フィルタリング自体のことの知識や、具体的なところもわかっていないと思います。各企業なんかだったら、パソコンの場合には、もうそれが見られないようにしましたということがあります。各家庭になったら途端にそれがほとんど放置されているという状況、まずできることからやっていくべきであろうと思います。その中で各携帯電話の会社に対してどこまで要求できるか、国に何を言えるか、それから保護者に何を言うかという、いろいろ次元の違う問題もあるでしょうけれども、携帯電話の会社や販売店とか代理店に対しては、少なくとも、どのぐらいの割合でフィルタリングの機能が利用されているのか、各会社によってどうなのか、その数字が増えているのかが知りたいです。それから認知の状況が来年の3月までに70%を目指すというような形だったんですけれども、具体的にできる数字のところや、フィルタリングの利用者数や利用率については、随時公表していくべきであるというような書き方で終わっていらっしゃるんですけれども、これが効果を持つような形を考えていただければと思います。もっと会社の方にもアピールできるんだったらそれでいいし、そうじゃなくて、今、座長がおっしゃったような形で、国の方とか各方面からのコンセンサスのアピールの状況の中で、ここら辺を強く言っていただければ、それをぜひ具体的に実施していただきたいなというふうに感じております。

【G委員】 今のH委員のことに対して、私どもの方は基本的には賛成の形で進めておるんですが、ただ組織上の考え方としての進め方が、この一定方向を示すに当たって、ちょっとステップが必要かなということでもあります。私も当然、e-ネットキャラバンのホームページを使って、また日本PTAとしてもいろいろな形で環境委員会から各協議会の方に情報を、使えるようなサイトを皆さんにお伝えをして、できるだけ共通認識を持つような努力は当然しており

ますので、その辺の部分のところのスタンスをどうとるかということだけを、ちょっと一緒に議論させていただければなというふうに思っております。

ぜひとも私どもの方も、先ほど言いましたフィルタリングソフトの認識率は、去年でもまだ34.2%ということで、やはりまだまだ低い状況でありますので、ただ14年から22、27、34ということで非常に数字は伸びてきておりますけれども、まだまだ保護者として認識は足りませんので、そういう意味で知らせていくという方法に関しては、お互い協議をして、よりよく進めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

【A委員】 一定の考え方ということについてなのですけれども、例えば国レベルで関心を喚起するとか議論を喚起したり、この問題についての理解を深めるような取組をするということについては異論がないと思うんです。さらに、そのときに例えば、どういうことが論点になるのかということを示したり、他にも、例えばこういう問題が起こっているとかの情報提供をするなどのことも恐らくかなり合意されうることではないかと思うんです。問題なのは何が有害かとか、そうしたコンテンツに関する判断、これについて国が一律に決めてしまうのがどうなのかというもので、これについては意見が分かれているということだと思います。ですから、そのあたりについてどこまで国が踏み込むべきことなのかということ、それ自体が議論の対象であるということで、中間報告ではまとめておくということではいかがかと思うんですけれども。

【座長】 私なんか全く同じ考えでして、さっきF委員のご指摘にあったとおりで、有害というのは非常に難しく、警察庁でホットラインを作っていたときに、結局一番問題なのは、何を有害かでどこまで通報して、プロバイダーがどこまでチェックを入れるかということなんですけれども、それを国が決めちゃまずい、警察が決めちゃまずいと。だから、やはり警察も一歩引いて民に決めてもらう。団体の人たちが集まって決めるという線は絶対守っているんですね。やはりそこで、そこにそういう民がうまくやるような組織について、官がお金を出していくというところで止まっている。お金の出し方も、だから非常にワンクッションもツークッションも置くという形で、ホットラインを作っている。ですから、ホットラインが恐らくフィルタリングのもとになるデータを集める一つの大きなポイントになるんだと思うんです。35人でしょう、だけれども、ホットラインというのは日本中の国民が電話をかけている可能性があります。このサイトおかしいよねと。それに対して、そこにある程度、国の委員会にも加わるようなレベルでそういうことに関心のある、やはりでも民間の団体の方々が加わって、一応線引きを行っている。それがただ、やはり公的な唯一のラインではないんだと思うんです。だけれども、それを行きつ戻りつしながら、民間が加わりながらコンセンサスを徐々に作っていく。ここで書かれた内容も、そのコンテンツの中身まで踏み込んで、国が一歩出るというのは絶対しないという趣旨は貫かれていると思いますので、ただまとめ方が悪くて申しわけなかったんですけれども。

【F委員】 それに関してなんですけれども、ですから有害情報に関しては、A委員がおっし

やったように、どれで線引きするのかとか、どこが線引きするのかとか、やはりそういう議論を深めていく必要があると思うんですね。ただ、やはり違法のものについては、もうすぐさまやれるわけですし、やっていたかなければならないので、それについてやはり警察及び関係機関の一層の奮闘を促すような形にしたらどうかという、中間ではそれにとどめておいたらどうかというような気がしています。

【A委員】 報告書の案の文言について少し気になっていることがありまして、それを少し申し上げたいのですけれども。

「子どもが非行・犯罪を犯したり、犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていること」というところから始まる節がありますけれども、アとイとウの3つに分かれていまして、アが「非行・犯罪に巻き込まれる危険性」、イが「出会い系サイトなどを通じて福祉犯被害に巻き込まれている状況」、ウが「子どもの携帯電話の悪用による被害の深刻化」となっていますが、内容的にアとイの区別とアとウの区別が少し分かりにくいかと思った次第でございます。

まずアは、非行・犯罪に巻き込まれる危険性となっていて、イも出会い系サイトなどを通じて福祉犯被害に巻き込まれている状況となっていて、こちらも福祉犯被害、すなわち犯罪に巻き込まれるということで、アとすごく重なっているように見えるわけです。それから、アとウについても、アには非行をしていく例が挙がっていまして、ウも、これも悪用によって悪いことをしているということで、かなり類似しております。何が本質的に違っているかを少し考えてみたのですが、もしうまくいくようでしたら、ご検討いただきたいと思います。

アは、携帯電話のコンテンツであります。この影響で子どもが加害者になったり被害者になったりする問題かと思うんです。性暴力情報の影響によって、性暴力を振るっていくという懸念でありますとか、家出サイトの情報で家出というものは悪いものではないと思って家出に至るとか、そういうコンテンツの影響で加害者になったり、また被害者になったりするものか。イの方は、大人が悪意をもって携帯電話を使い、それによって子どもが被害を受けているというもので、出会い系サイトなどで、被害に巻き込まれるというものは典型的なものと言えます。ウは、これも携帯電話を悪用するものですが、子どもが加害者になるというものだと思います。この違いを踏まえて、例えばイの冒頭の部分で「以上は携帯電話のコンテンツによる影響で、子どもが加害者あるいは被害者になる例であるけれども、さらに大人が悪意を持って携帯電話を利用した被害者に子どもがなる場合もある」のように書いて、区別をもっとはっきりさせられるかもしれないと思ったわけでございます。

それから、(3)子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されることというタイトルがありまして、「「メール依存」など子どもの行動への影響」とございます。そして、その下に「懸念される子どもの行動例」というのが幾つか挙がっております。これは、行動というのとは違っているように思うわけです。「食事中や懇談中にも携帯を利用し続けることにより家族や友人間の直接の触れ合いが妨げられる」というのは、これは行動ではなく、行動とするならば「食事中や懇談中さえにも携帯を利用し続ける」ということになろうかと思うんです。また、家族や友人間の直接の触れ合いが妨げられるとなりますと、携帯電話が何か

コミュニケーションの障害になっているという、社会性を失わせるというような感じがするんですけども、実は携帯電話の利用によって、むしろ友達はもちろんですが親子のコミュニケーションも豊かにしているという指摘も随分ありまして、少し誤解を招く感じがいたします。ですから、食事中や懇談中の際にも携帯電話を利用し続けるということで、社会的なルールを守っていないという、その問題性として解釈できる書きの方がいいように思います。

それから、「携帯電話の利用に過度に時間がとられ、戸外での遊びや友達と直接会話することなど子どもの成長にとって重要な活動の妨げになる」ということですが、これも「妨げになる」というのは行動ではないので、戸外での遊びや友達と直接会話することなどの活動を行わないということだと思えます。ただ、子どもの成長にとって重要なことになりますと、戸外での遊びや友達との直接会話というのが、携帯電話の利用よりも重要だということが言えないといけないということになり、その評価が今の段階では難しいかもしれないと思います。

そこで「子どもの成長にとって重要な」というのをとって、私は「多様な」というものに変えた方がいいかと。「多様ないろいろな活動ができない」ということは、いろいろな可能性を失わせることですので、より合意しやすいことではないかと思うわけです。

それから、「過度に時間がとられ」とありますが、実は携帯電話を利用する子どもの方が、戸外での遊びや友達との会話が多い状況があります。例えば実際に次のページに調査結果がありますけれども、メールの利用頻度が高い子どもは、むしろ友達が多く、外でよく遊びます。ですから、ここはこのままでは不整合があります。そこで、「時間がとられ」ではなくて「時間がとられた場合」として、極端に使い過ぎた場合であれば、戸外での遊びや友達との会話さえも阻害される可能性が出てきますから、それを含意することで一応不整合を解消できるのではないかと思います。

それから、「些細なことで友達関係を解消するなど、人間関係において人間の思考を短絡的にする」という文については、「短絡的な思考を行う」というのが行動でしょうから、そうまとめる方がよいかと思います。ただ、この報告書は、出されてきた意見をレビューすることを基本としているということかもしれず、そうであればあってもいいということかもしれませんが、短絡的な思考というのは私の分野では余り言われてはいないことですので、私の気持ちとしては、これは削除してほしいと感じもしております。

また、調査の結果がございまして、1つ目の「1日50通以上メールをする中学生は、できないとイライラしやすい、22.9%」などとありますが、このパーセンテージの意味がよくわからないと思うんです。例えば「学校のことがおそろかになる」12.9%というのは、むしろ少ないように見える数字でありまして、これだけ見ますと、これが何を意味しているのかわかりません。もう少し数字に関する構造を示す必要があるかと思えます。

それから、その次のポツのところの文にあります、この調査結果は、「メールの利用頻度が高い子は」、友達が多く外で遊ぶとか、活動的で好奇心が旺盛であるとか、高い共感性を持っているとか、むしろ社会性が高いことを示しています。ところが、その前の文章では弊害の

方が書かれていて不一致になっています。ですから、この不一致について説明をしないといけないんだろうと思います。携帯電話には社会性の高さとのつながりが見られているが、また別の面での弊害が心配されるとか、そういう整合性をつけるような説明が必要であると思うわけでございます。

最後ですが、その次のところで「大人社会への不信感やルールの軽視」というのがございまして、「子どもが様々な情報に接し、インターネット上では違法・有害情報が氾濫している状況を大人が放置していることを認識して、大人社会への不信感を募らせるということも指摘されている」ということですが、これが本当かという気がいたします。むしろ放置しないでいろいろ規制する方が、自分たちはそんな問題を起こすはずがないのに、自分たちを信用しないでそんな規制をしてくるということで、不信感を募らせるかもしれないというようにも思っています、これは、私はデータを示した方がいい話であると感じました。それがなければ慎重に扱って、これは言及しない方がいいかというふうに思っているわけでございます。

【座長】 先ほどA委員からご指摘があった部分についての検討ということで、事務局と具体的に話をされて解決した部分というのはあるのかもしれませんが、全員の委員の方のご疑問というのも重なっているかもしれませんので、まず先ほど申し上げたアとイとウの整理ですね。それに対して、A委員からこういう趣旨であるからこう直したらということも含めてご発言があったわけですが、これについて事務局の方から簡単にコメントをいただけますか。

【事務局】 はい。

イの冒頭に「子どもは」の前に、次のような文章を加えるということでしょうか。

「アは、携帯における不適切な情報に影響され、子どもが非行や犯罪に巻き込まれる危険性について述べたものである。しかしながら、携帯の不適切な利用によって、大人が携帯を悪用した犯罪に巻き込まれる状態もある」と。

【座長】 今のを全部入れる、要するに今「巻き込まれることである」ということをはっきりさせるという趣旨ですね。

【事務局】 そうです。その後に「子どもは」を続けると、大人が悪用した犯罪、それに子どもが巻き込まれると。

【座長】 ウは、そうするとどういう関係になるんですか。

【A委員】 アの方は情報が悪さをするもので、イの部分は人、すなわち大人が携帯を悪用して悪さをするものと捉えております。これに対し、ウは、今度は子どもが携帯を使って悪さをする、加害者になる場合です。アの場合は、人が直接ではなくて情報が影響を与えて、その結果問題が起こるということで、イやウと区別できるのではないかとというのが私の意見でございます。

【座長】 ほかの委員がご納得いただければ、これで一応そのところは、今言ったような論理的关系で分けるということ。

それではあと、次の「子どもの成長にとって好ましくない結果が生じると懸念されること」

の中身として、丸括弧の「懸念される子どもの行動例」の言葉を削るということなんですかね。

【事務局】 そうです。行動例として、1番目は「利用し続ける」でとめて、行動ということ  
を明らかにすると。一つ飛びまして「携帯電話の利用に」のところですが、2行目「すること  
など子どもの成長にとって多様な活動を行わない」という文章すると。

【座長】 懸念される子どもの行動例の中で、一つは「例えば食事中や懇談中にも携帯を利用  
し続けることにより家族や友人間の直接の触れ合いが妨げられる」というのを「利用し続け  
る」で切るということなんですね。

【事務局】 そうです、「例えば」も切って「食事中や懇談中にも携帯を利用し続ける」と、  
それ自体が懸念されることの行動であると。

【座長】 そうですね。それから、「携帯の利用に過度な時間がとられ、戸外での遊びや友  
達と直接対話をする事など子どもの成長にとっての多様な活動を行わない」と。

【A委員】 一つよろしいですか。

「子どもの成長にとって」というのをとって「重要な」というのは削除するという  
ことで、私の案を申しますと、「携帯電話の利用に過度に時間がとられた場合、戸外での遊びや友達と  
直接会話をする事など多様な活動を行わない」。これはかなり細かい話なので、例えば私と  
事務局の間で少しすり合わせをさせていただくということではいかがでしょうか。

【座長】 わかりました。今のレベルの話であればいいと思うんですが、ただ「大人社会への  
不信感やルールの軽視」というところ、これはデータがきちっとないのであれば、ここを落  
したらどうかというご指摘があったわけですね。これについては事務局の方のお考えは  
いかがでしょうか。

【事務局】 数字では示せないんですけども、議論の中でこういう指摘がございました。良  
識のある子どもが、大人がそういう現状を認識しながら放置していること自体、不信感の原因  
になるんだというご指摘がございましたが、その部分も指摘の一つとして入れたものでござ  
います。

【F委員】 先ほどA委員がおっしゃった、私もこの部分は賛同するところがあるん  
ですけども、警察というところが最も、裁判なんかでもそうなんですけれども、この人は問題  
であるということを立証するために、あれもこれもいっぱいいろいろなことを、大も小も含めて  
盛り込むという傾向があるように思うんですけども、やはりこれはもうがっちりとしたものを、  
誰もがわかりやすいものを、少なくともいいからぼんぼんと出していくという方が、説得力  
があるんじゃないかなという気がするんですね。確かにこういう指摘をする人もいるかもしれ  
ませんけれども、そういう指摘がマジョリティーであるとも思えないし、あるいはそういうデ  
ータがあるわけでもないの、こういう議論が分かれそうところのものを入れ込むよりも、多  
くの人がそれはそうだという納得できるものを、数少なくとも出していった方が説得力が  
あると思いますので、ここはこの項目そっくり削除しちゃっていいんじゃないかなという  
ふうに思います。そうでなくても、携帯電話のバーチャル社会における携帯電話の問題性  
というのは、すごくよくわかると思うんですね。ですから、こういうあいまいな雰囲気  
に属するところを入

れるよりも、こういうのは削除を思い切った方がいい、もしこれがどうしても必要だというなら、もうちょっと具体的なデータをそろえた上で、最終的な報告書の中に入れるか入れないかを検討したらいいんじゃないかと思います。

【H委員】 自分はどちらかというと反対で、ただ文言の表現がすごく混乱するというか抽象的な気がするんですけども、子どもたちは大人たちが、自分たちがアクセスしているサイトを知らないというふうに多分考えているんですよ。多分じゃなくて、これは現実だと思うんです。大人たちは知らないですよ、子どもたちが具体的に何をアクセスしているか。これは動かしがたい現実ですよ。やはりそれを書くこと、あるいはその後の学校の問題、これも表現の仕方を変えれば、これも誰しもわかっていること。学校で持ってくる問題についてどうなっているのかということもわかることなので、「指摘されている」と後半にあるので、それを書いておくことも一つの具体的考察の原因になるなど、私はどちらかと思うんです。

逆に言えば、その上にあるこの魚住レポートですね。この魚住さんのレポートの問題の方が非常に勘違いを呼ぶかなと思っているんですけども、例えば先ほどA委員が指摘した「メール頻度の高い子は「友達が多く」という項目がありますけれども、これは単純に読むとそう思うんですが、実は私自身の実感としては違います。友達という認識の違いなんです。一般的な友達という認識と、彼らの友達という認識は全く乖離している。例えば家も知らない、名字も知らないで「友達」と言い切ってしまう関係。つまり、薄くて広くて危うくて、悪いことは一緒にできてしまうという、それをもって「友達」と表現している部分が今非常に問題なんです。

高い共感性、社会性の部分では発達しているというけれども、私はこういう人間たちの持っている社会性というのは、本来持たせるべき社会性とかではなくて、逆に言えばバーチャル社会性というんですか、成長のために必要な社会性ではなくて、自分たちで特別に作っちゃっている特殊社会性、現実社会と乖離した社会性、裏切られるだけで、思い通りにいかないだけですべてを壊してしまうとか、そういう問題が——だから、この項目自体が、説明が必要、でも説明するというのもちょっと難しい問題でもあるので、この項目の扱いと、先ほどA委員が指摘した前後との兼ね合い、整合性の問題が、これを載せると逆に難しくなるというか、突っ込みどころが多くなるだろうなというのはすごく感じます。逆に、それに比べれば、その下の方が文言だけ変えれば、特に具体的指摘の中の一つとしては、問題ないのかなと私は感じます。

【I委員】私もどちらかと言えば、H委員のおっしゃることの方に同意なんです。というのは、かっちりしたところを全部というのもわからなくはないんですけども、現実にはイのところの部分に関して、少なからず子どもたちが、こういう形のとらえ方をしているというのはあるので、ただそれを数字として出すということはできないなら載せない方がいいのかと思います。少なくとも、そこら辺を実態として感じているので、そういう表現として指摘されているというような書き方にするのか、ここの工夫は必要だと思うとともに、全体的なバランスからしてあっていいのかなというふうにも、最初読んだときに感じておりました。

それと、最初に魚住先生に、この調査を伺ったときの「メールの利用頻度が高い子は」とい

うところのその状況に関して、これが本当にそれでいいのかどうかというところに関しては、少し疑問です。調査の結果として友達が多いといった評価の問題も入るし、それから高い共感性とか社会的とかということに関して、これが逆にデータとしてきちっと出ているという形のご報告なので、それをあえて否定するつもりはないんですけども、ここでそれを前提とするという話でいいのかどうかというところに関しては、反論的なところが出てこないのかなという思いもあるので、不安に思ったというところは正直いってございます。だから、意見ということでは、イのところに関してはイのところと、それから上のところがセットなのかどうか、ちょっとわかりませんが、データをきちっと出すという意味でいくと両方載せるか、それとも逆に両方どうするかというのを考えるべきではないかと思います。以上です。

【F委員】 今、H委員とI委員の話を聞いていて、なるほどなと思ったんですね。私は、I委員が最後におっしゃった、両方これで落とすという方に傾きつつあるんです。というのは、成長にとって好ましくないという余りにも広過ぎて、つまりこの子が犯罪に巻き込まれたり犯罪に加担するかということだけじゃなくて、この子がマナーも正しいいい子か悪い子かというところまで、ちょっと包含するような、かなり広い部分ですよ。ですから、警察庁が主催している研究会が出すところを考えると、やはりもうちょっと、このエリアをかつちり限定させた方がいいかもしれないなという気がします。もしこういった問題にまで踏み込むのであれば、もう少しデータをきちっとそろえて、それが犯罪との関連のきちっと言及して言った、言える段階になってから出すなら出すというふうにした方がいいかもしれないなという気がします。

【B委員】 方向性としては大体皆さんの出された方向と同じというか同じ考えでして、この「子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること」については、1ピース削除あるいはもう少し量的なとか、減らす形で調整してもいいんじゃないかと。要するに、被害に巻き込まれた、こういう危険性が大きいと、そのためにフィルタリングとかいろいろある程度、もう少し仕組みの問題それから保護者とか関連した、そういった危険性について十分知らされていないとか認識していないことについて、もう少し認識を喚起するようなことが必要ではないかと、そういうことの指摘がやはりより重要だと思うんですね。

全体として、報告書に盛り込まれているこの数字とか指摘、それはヒアリングを通して調査なんかで紹介されたもの、あるいは福祉犯の被害実態とか犯罪統計的な形で出ているもの、これはなるべく盛り込んでという形で盛り込まれている部分があると思うんですが、それとプラスして、委員の先生方からいろいろな、例えば大人社会への不信感やルールの軽視、これはこの委員あるいは教育関係、神奈川の方の教育関係の委員、元学校の先生の方のときでしたけれども、ちょっと覚えていませんけれども、確かそういう方のご意見としてあった部分もあったと思うんですね。

だから、その出しているこの意見とか指摘については、きちんとした調査のデータに基づいている、あるいは一つの調査だけではなくて普通の調査でも似たような結果が出ているという

ような、かなり要するに、信頼性とか割と高いものと、あるいは専門家の方のある程度個人的な経験に基づいてのご意見のものと、後の方のものは、これは決して軽々に信頼できないというものではないとしても、もちろん違った意見を持っている方も世の中にはいるわけですので、後の取り扱いは多少慎重であった方がいいかなと。当然、何に基づいているんですかという、要するに信頼ができるデータなのか、それが最近で言うところのエビデンスというものなのかということが問われるわけですので、ですからその全部をきちっとした、統計的な数字に基づいて議論を固める、あるいは状況を説明するということとはできない部分もあるかもしれませんが、できるだけそういった形で、特に危険性あるいは保護者、社会の中で、そういった子どもがさらされている危険性について十分な認識がなかったり、共有されていないという点についてはきちんとデータなり、あるいは統計数字、かなり強調したものが出ているわけですが、そういうところをきちんと押さえて、そういったことを中心にまとめ上げるということで、今の子どもの成長にとって好ましくない結果が生じていることについては、若干そういうご意見があったものについても、もう少し押さえた形でそういう意見もあったとした方がいいんじゃないのかと。

特に、この「行動への影響」については、ご指摘があったにしても、A委員もそうですけれども、私も研究者でありますので、子どもの発達に関わる学問的な観点から見ると、どんどんこういう意見というのは学問的に信頼を受けるデータ、ベースできちんと立証されているか、共有されているかということについて、自信を持って確定的に言えない部分も少なくないので、やはり慎重であってほしいなというふうに思います。

以上です。

【A委員】 今のお話と重なるのですけれども、「子どもの成長にとって好ましくない結果が生じることが懸念されること」の部分は、私自身が研究をしている人間だからということもあろうと思いますが、実証に沿って考えたいというような中身になっております。

前も申しましたけれども、日本の携帯電話というのは世界の先端を走っているということがありまして、余り日本以外の国では携帯電話の問題が注目されておらず、研究が日本でしかないかなかないので、データが少なく、余りはっきり言えないことが多い状況にあります。そこで、これはこの報告書にも盛り込んでいただくとよい話かと思うんですが、そういう影響の研究を盛んにするということがすごく重要なことだと思います。影響がどうであるかということ、それから先ほどから出ております携帯電話に必要な機能が何かというような問題の研究、これらなどを活性化する必要があると考えます。

報告書に出すこともこういう意見があったということで記載していくということも一つのあり方ではあると思うんですが、しかしその場合、これはまだ実証の過程にあるものであって、今後こういう問題について研究して検討をしていくということが重要であるというようなことをあわせて指摘しておくことが重要ではないかというふうに思っております。

【座長】 ありがとうございます。

ただ、F委員に申し上げておきたいのは、警察でも生活安全部門というのは、やはり行政的

なもので前に進めるという側面を持っているんですね。やはり少年を取り締まる場所もあるんですが、少年育成課というの現場は置いているわけですね。ですから、どうしても教育的なところに入って行って、積極的によくしてあげようという側面を警察が全くしないかというのと、そうではないということで、ただそれを踏まえたとしても、このイのところはやはり、携帯があるから大人が裏表、ダブルスタンダードでやっているよというのは、ちょっとリモートというか論証として離れているんですよ。もちろんこういう法制度があることによって不信感を持つ、だから直さなきゃいけないというのは、我々の世界では論証がなくても、例えば堕胎罪は実際には年に1件も処罰しないんですよ。だけれども、現実には30万件ぐらい中絶が行われていて、だからこんなものがあるとやはり国民が法規範を信用しなくなるじゃないかと。そういう議論をするときは、アンケート調査なんてやらなくても、それである程度論証したこととしてやっちゃうときもあるんですよ、立法なんかのときでもね。

ですから、この全体の流れの中で携帯がまずいよという中で、大人社会の裏表があるとか、校則だって全然守られていないじゃないかということが、携帯の悪さのかなり中枢に近いかという、ちょっときついなという感じがしますね。

ほかに全体としていかがでしょうか。

【I委員】 先ほどのF委員と、それから座長のお話であったかと思うんですけども、要望で、違法・有害というところの書き方の案として、文章になるところの話ですけども、私も違法・有害という——とにかく違法とだけにするのか、有害も含めるのか、それとも違法だけ、そこら辺のところも含めてですけども、その線引きで非常に問題があるというところに関しては、こういう書面が出たときの問題として、必ずちょっと意識があるというか、注意しなきゃいけない問題があるということは、ちょっとどこかにきちっと表してほしいなという希望があります。ただ、一方で、単に違法だけというよりも、子どもの場合は違法ではなくても有害の場合といいますか、特に家出を促す情報とか、そこら辺の出会い系サイトとかになると、必ずしも違法ではないけれども、大人にとっては問題ないけれども、子どもの要保護性との関係では問題があるというところもあったりするものですから、ちょっとその要望として、警察が一律に違法・有害をまとめてセットというよりは、子どもの場合にはやはりこういう有害が出てきちゃうのかなというふうに、私はちょっと理解していたものですから、そこら辺のさじ加減といいますか、確かにF委員がおっしゃったご指摘も本当にそのとおりだと思ったりするものですから、そこら辺はやはり審議権を使っていただきたいというところがありますので、そこら辺の表現で、どこかでくぎを刺すみたいなことをちゃんとしておいていただいて、文章のトーンをこのまま生かすか、どこら辺かきちっとしていただければというふうに思います。以上です。

【座長】 そうですね。今ご指摘のとおり、違法情報に限っちゃうと、ちょっとこの趣旨で少年、子どもたちを守る際には、違法でないものでも子どもたちの目にとまらないようにするというはいろいろやるわけですので、ただ有害情報をそれこそ一定の方向性を国とか警察がきちっと決めてしまう趣旨にならないように、どこかに注意規定みたいなものを入れるかど

うか、ちょっとそれも考えさせていただいて、ご趣旨はもうよくわかっているし、逆にこれ全体がそこを踏み出そうというものでは絶対ありませんので、その方向が、特に弁護士の先生方なんかからご懸念も絶えないようにしたいと思いますので。

【A委員】 「現下の状況は、このような自治体の取組を無にするものであると言わざるを得ない」という文言がございまして、また、地方公共団体では云々とあって「社会的コンセンサスづくりに向けた一つの取組として大変重要であり」という文もございます。念のためにもう一回申し上げたいんですけども、これらの文は自治体の取組というのをすごく高く評価している書き方になっていると思うんですけども、実はその中身が問題で、先ほどからありましたけれども、社会的なコンセンサスということについて微妙なところがありますので、自治体が行政の考え方だけで何か決めて進めるということが前提でそれがいいという形にならないような表現をご考慮いただくとありがたいかと思っております。

それから、小学生が携帯電話を持つ場合は、少なくともインターネットに自由につながる機能は不要であること、云々でございます。実は、学校現場でさえも、LANの整備がなかなか進まなかったり、写真が撮って送れる機能が戸外での学習に有用なことなどがあって、教育にむしろ携帯電話のインターネット機能を利用したらどうかという考え方もあったりして、これも実は意見が分かれるところもあるのではないかというふうに思うんです。ですから、はっきりと今ここでこれが盛り込まれるべきというのは、ややきつくて、これも含めて議論をするという方がよいのではないかというふうに私自身は思っております。

【座長】 第1点目は先ほども若干議論があったと思うんですが、地方公共団体で条例を作るといえるときに、これはもちろん地方の議会で、それだけではなくていろいろな審議会なんか開いてやっているという面もありますけれども、確かにこのネットにかかわる問題というのは、NPOとかいろいろな意見もありますので、ここのところはトーンを、だから地方公共団体が条例で決めていることは即アプリアリに、いいことでそれを進めるべきだという感じにとられるとすると、ちょっとまずいので、そこはちょっと修正していただくのと、第2点目のところですね。これは、ただこの結論はこの「機能は不要であること」というのはちょっときつ過ぎる言い方かもしれないんですが、「何らかの制限をかける必要がある」ということ自体はコンセンサスがほぼ得られるんじゃないかと。ですから、むしろ少なくともインターネットに自由につながる機能は、この「不要である」をもうちょっとソフトに直していただいて、残していただければありがたいということなんです。もうちょっと柔らかく、「必ずしも必要ないこと」ぐらいにするか……。

【F委員】 これは多分「不要」というのは「自由に」というところとつながったんだと思うんです。だからもう、あらゆるインターネットにすべてつながることは不要であるということだと思えます。子ども専用のサイトなんていうのは今できていますから、そういうことまで不要であると言っているわけではないと思うんです。全く作成者の意図と文章の間でちょっと乖離ができちゃっているんで、誤解を招くかなと思うんです。だから、すべてにつながるということは、だからよろしくないんだという、そこのところをもうちょっと文章を工夫す

ると誤解を招かないかなと思います。

【座長】 そうですね。それは直ると思いますので。

ほかにいかがでしょうか。そうは言っても大変なご苦勞をかけて事務局に作っていただいていますので、本当に申しわけないと思うんですが、せっかくですからいいものにしたいと思いますので。

【事務局】 確認ですけれども、「国の一定の考え方が示されるべき」と、かなりご議論いただいたんですが、これはA委員がまとめていただいたように、関心を喚起、議論を喚起する、論点を提出する、情報提供するという意味においてはご異論はないということですので……

【座長】 それはそうですね。

ただ、具体的に国の方針として携帯電話をこうしろというような、トップダウン式の感じでいくのではなくて、やはり議論して前に進めるけれども、そのシーズになるものをまきますよという感じにしていいただきたいということですね。

ほかにいかがでしょうか。

【G委員】 先ほどから皆さんおっしゃっている中で「保護者と話し合いながら、学校への持込や学校での使用の在り方についてルールを定める」というふうに書いてございますけれども、皆さんおっしゃっているのは保護者自身の、この携帯電話、インターネットに伴う、まだ十分な知識がないということですので、この辺のところは一緒に何か勉強するというのか、情報を得るといふか講習を受けると、何かそのような附帯と一緒にあれば、保護者ももう少しルールがわかりやすく参加できるかなというところも考えられますので、何かその辺のところを一言、二言つけ加えられれば、保護者も楽かなというふうに思っているところもあります。

「各学校でも、保護者と話し合いながら、学校への持込や学校での使用の在り方についてルールを定めるとともに」ということなんですが、このルールを定めるに当たって、なぜルールを定めるのかということが十分に周知をされていない状況、フィルタリングに関しては私が言った、3割ぐらいいままだ理解をしていないということですので、何かこの辺のところと一緒にルールを定めるとともに、何か教育するというか勉強するというか、何かそういうものも一緒に附帯されるような言葉というのは入らないものなのかなと。何か勉強する提言をどこかこの中にも一緒につけられないかなというふうに思っているんです。

「保護者、学校等の議論を喚起し」ということですので、この辺のところの社会的コンセンサスづくりを早急に進める、きょうの一番最初の話に戻るんですけども、この部分のところに何かしら、学習を進めていくと同時に、保護者との学習を進めながら理解を進めさせるという、何かそういうものも提案として入らないかなというふうに思っているんですが。

「保護者、学校等の関係者がバラバラな現状について懸念している状況に止まっており」ということですので、何か一緒にこの学校のルールを定めるのであれば、保護者に対しても何か、一緒に進もうではないかというような言葉が入れば、もう少し保護者も楽に……

【座長】 「保護者の間での理解が深まるよう、取組を進める」という言葉は一応は入れてはいるんですね。ちょっと離れちゃうから、上の方ではもう何となく当然知っているようなこと、

親たちが知っていることを前提にして書いているようにも見えてしまうというご指摘なんだと思うんですけども。

【G委員】 最初に申しましたように「学校、家庭・PTAの役割・責任の在り方についても整理が必要である」という、この「責任の在り方」という部分のところも、なかなかどこに、ではPTAとして責任があるのと言われた場合の部分のところの、なかなか難しい書き方にもありますので、何かその辺のところと一緒に、やはり共同作業として進めていくという形の中の学習のものが何かしら言葉として入れば、もう少し柔らかくなるのかなというふうには思っています。

「話し合いながら、学校への持込や学校での使用の在り方についてルールを定めるとともに、しっかりとルールを運用することが重要である」、この「ルールを運用すること」のところ、ともに現状を、何か保護者としても、現状をしっかりと学習し、ともにルールを運用することが重要だと、何かその言葉を一言、どこかで「学習」という言葉を入れていただくような形にならないかなという。

【事務局】 インターネットの現状等をしっかりと学習し、子供とともにルールを運用していくという趣旨ですね。

【G委員】 学習というか、私どもの方PTAとしても、現実的にはここで、全国的な教育というか、私が勉強を始めたのもつい最近というか、ここ一、二年でスタートしているような状況が私ども保護者の中にも関係ございますので、そこの辺の部分で喚起をするという部分のところを、ちょっと難しいところなんですけれども、何かそういうものが欲しいかなというふうに思っています。

【座長】 「各学校でも携帯電話の運用状況などについて、保護者と話し合いながら」と入れると、何となくそういうニュアンスがもやもやと入りますね。

【G委員】 そのぐらいのところですね。何かその辺のところはちょっと一言加えるだけでも、今一番そういう意味では、保護者に対する投げかけが不足しているということも指摘をされておりますので、この辺のところを逆に学習をしていこうということ。

【H委員】 まさにG委員の指摘は実はそうなんですけれども、「話し合い」じゃなくて、これは「学び合い」ですよね。学校も全然理解していないんですよね。親もなかなか理解していない。特に、データで今3割とおっしゃっていましたが、PTA活動とかを真剣にやる心ある保護者というのは、すごく勉強しているんです、実はね。それでも3割。つまりそこに出てこない、多くの人たちを分母に加えると、その認識率というのはもっともっと低いわけです。さらに、以前の会議でも出ていたけれども、じゃあ学校はどうなのかというと、学校の教師自体も、その危険性に対する認識は物すごく低いわけです。

だから、話し合いというより、まさにその前段の学び合いの時期が今具体的に行われなやいけないような気がすごくするので、「各学校でも保護者とともにこの問題について学び合い、その上で共通のルールを作っていく」という方が、やはり具体的かつ責任を持たせるという意味ではすごく大切なことかなと感じます。

【座長】 ご趣旨は非常にあれなんですけれども、この研究会の先生の「学び合い」という言葉の落ち着きなんです——「学び合い」という言葉で大丈夫ですね。

【事務局】 学習の機会ということですから、違和感はないと思います。

【F委員】 今までいろいろな方のお話の中で、まず最初に販売店の問題というのはすごく大きいと思うんですね。ここに要旨は書いてあるんですけども、もうちょっと強い言い方、例えばフィルタリングのことについて、フィルタリングの必要性について十分説明をすることと、非常にさらっとした感じなので、むしろフィルタリングをつけない場合の危険性あるいはプラスフィルタリングの有効性について、具体的かつ十分に説明することと、もう少し強いプレッシャーを販売店の方に与えて、あなたたちはそういう義務があるんだということを、もうちょっと強く出したらどうかなという気はいたしました。

【I委員】 賛成です、それだけ。

【座長】 そうですね、この場の雰囲気としてもそうだったはずなんです。ソフトに書いていただいているということですけども、そこは直りますかね。

【F委員】 「フィルタリングをつけない場合の危険性及びフィルタリングの有効性について、具体的かつ十分に説明をすること」というぐらいでどうかなと思います。

【座長】 ほかにいかがでしょうか。

事務局にお伺いですが、この中間報告というのは、これは公表ということは記者レクしたり何かしてということなんですか。

【事務局】 はい、記者発表をさせていただければというふうには考えております。

【座長】 あくまでも中間報告として、ただネットなんかを見ていると、それこそ非常に注目されている会議であって、こういうことをやっているんだというのは示す必要はやはりあると思うんですね。

その意味で、今日大体ご議論伺っていて、もちろんご不満、全く解消されたということではないと思うんですけども、今いただいたご意見を全部修文して入れて、それをまたネットで回すことを前提にして、いつ出すかは、またご相談してということではあると思いますが、この次もう一回会を開いてから、中間報告を出すというのは、ちょっとタイミングを失しちゃうと思うんですよ。ですから、ちょっと私がまとめさせていただいて、これは今日の段階のご意見を踏まえたものを一回外に出すということで、事務局どうですか。

【事務局】 そうさせていただければありがたいです。

【座長】 それで大丈夫ですかね。

【事務局】 はい、4月からずっと議論をしておりますして、携帯電話については特に集中的に審議させていただいておりますので。

【座長】 それで、いよいよ本格的にやはり、ある意味で本丸なんですけれども、原因の問題とかに進んでいかないと。もちろん書き込もうと思えばいろいろあるし、フィルタリングをもう一歩やって、もう一歩具体的なものを書いていった方がいいに決まっているんですけども、やはり今の段階では、ここら辺で中間報告とさせていただきます。では、今日の段階

としては以上のご議論を踏まえてこれを修文することを条件に、中間報告としてご承認いただくということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか——それではそういうことでまとめさせていただいて、よろしくお願いいたします。

(了)